



鳥取県公報

平成 24 年 2 月 3 日 (金)
第 8 3 6 6 号

毎週火・金曜日発行

目 次

◇ 告 示	障害者自立支援法による指定自立支援医療機関の指定 (58) (障がい福祉課) 2 騒音に係る環境基準の類型を当てはめる地域の指定の一部改正 (59) (水・大気環境課) 2 騒音規制法による規制地域及び規制基準の一部改正 (60) (〃) 3 指定地域内における自動車騒音の限度が適用される区域の指定の一部改正 (61) (〃) 3 悪臭防止法による規制地域及び規制基準の一部改正 (62) (〃) 4 振動規制法による地域の指定及び規制基準の一部改正 (63) (〃) 4 県営土地改良事業計画の変更 (64) (道路建設課) 5 廃棄物の処理及び清掃に関する法律による指定区域の指定 (65) (中部総合事務所生活環境局) 5
◇ 調達公告	一般競争入札の実施 (3 件) (病院局総務課) 6

告 示

鳥取県告示第58号

障害者自立支援法（平成17年法律第123号）第54条第2項の規定に基づき、指定自立支援医療機関を指定したので、同法第69条の規定により次のとおり告示する。

平成24年 2 月 3 日

鳥取県知事 平 井 伸 治

開設者の氏名又は名称	開設者の住所	指定自立支援医療機関の名称	指定自立支援医療機関の所在地	自立支援医療の種類	指定年月日
社会福祉法人鳥取市社会福祉協議会 会長 下石 義忠	鳥取市富安二丁目 104-2	訪問看護ステーションやすらぎ	鳥取市青谷町善田 31-1	精神通院医療	平成24年 2 月 1 日

鳥取県告示第59号

平成11年鳥取県告示第144号（騒音に係る環境基準の類型を当てはめる地域の指定について）の一部を次のように改正し、平成24年 4 月 1 日から施行する。

平成24年 2 月 3 日

鳥取県知事 平 井 伸 治

改 正 後		改 正 前	
地域の類型	地域	地域の類型	地域
B	西伯郡日吉津村の区域のうち別図において赤色で表示した区域	A	鳥取市の区域のうち都市計画法（昭和43年法律第100号）第9条第1項から第4項までに規定する第1種低層住居専用地域、第2種低層住居専用地域、第1種中高層住居専用地域及び第2種中高層住居専用地域並びに米子市、倉吉市及び境港市の区域のうち別図において黄色で表示した区域
C	西伯郡日吉津村の区域のうち別図において青色で表示した区域	B	鳥取市の区域のうち都市計画法第9条第5項から第7項までに規定する第1種住居地域、第2種住居地域及び準住居地域並びに米子市、倉吉市、境港市及び西伯郡日吉津村の区域のうち別図において赤色で表示した区域
		C	鳥取市の区域のうち都市計画法第9条第8項から第11項までに規定する

	<p><u>近隣商業地域、商業地域、準工業地域及び工業地域並びに米子市、倉吉市、境港市及び西伯郡日吉津村の区域のうち別図において青色で表示した区域</u></p>
<p>(「別図」は省略し、その図面を鳥取県生活環境部水・大気環境課及び日吉津村役場に備え置いて一般の縦覧に供する。)</p>	<p>(「別図」は省略し、その図面を鳥取県生活環境部水・大気環境課<u>並びに関係市役所</u>及び日吉津村役場に備え置いて一般の縦覧に供する。)</p>

備考 改正部分は、下線の部分及び太線で囲まれた部分である。

鳥取県告示第60号

平成15年鳥取県告示第378号（騒音規制法による規制地域及び規制基準について）の一部を次のように改正し、平成24年4月1日から施行する。

平成24年2月3日

鳥取県知事 平 井 伸 治

改 正 後	改 正 前
<p>1 特定工場等において発生する騒音及び特定建設作業に伴って発生する騒音について規制する地域 八頭郡八頭町及び西伯郡日吉津村の区域のうち別図に示す地域</p> <p>2 略</p> <p>(「別図」は、省略し、その図面を鳥取県生活環境部水・大気環境課及び関係町村役場に備え置いて一般の縦覧に供する。)</p>	<p>1 特定工場等において発生する騒音及び特定建設作業に伴って発生する騒音について規制する地域 <u>米子市、倉吉市、境港市</u>、八頭郡八頭町及び西伯郡日吉津村の区域のうち別図に示す地域</p> <p>2 略</p> <p>(「別図」は、省略し、その図面を鳥取県生活環境部水・大気環境課<u>並びに関係市役所</u>及び関係町村役場に備え置いて一般の縦覧に供する。)</p>

備考 改正部分は、下線の部分である。

鳥取県告示第61号

平成15年鳥取県告示第380号（指定地域内における自動車騒音の限度が適用される区域の指定について）の一部を次のように改正し、平成24年4月1日から施行する。

平成24年2月3日

鳥取県知事 平 井 伸 治

改 正 後	改 正 前

<p>八頭郡八頭町及び西伯郡日吉津村の区域のうち別図に示す地域</p> <p>b 区域 別図において黄色で示した区域</p> <p>c 区域 別図において赤色で示した区域</p> <p>(「別図」は、省略し、その図面を鳥取県生活環境部水・大気環境課及び関係町村役場に備え置いて一般の縦覧に供する。)</p>	<p>米子市、倉吉市、境港市、八頭郡八頭町及び西伯郡日吉津村の区域のうち別図に示す地域</p> <p><u>a 区域</u> 別図において緑色で示した区域</p> <p>b 区域 別図において黄色で示した区域</p> <p>c 区域 別図において赤色で示した区域</p> <p>(「別図」は、省略し、その図面を鳥取県生活環境部水・大気環境課<u>並びに</u>関係市役所及び関係町村役場に備え置いて一般の縦覧に供する。)</p>
---	--

備考 改正部分は、下線の部分である。

鳥取県告示第62号

平成15年鳥取県告示第381号（悪臭防止法による規制地域及び規制基準について）の一部を次のように改正し、平成24年4月1日から施行する。

平成24年2月3日

鳥取県知事 平 井 伸 治

改 正 後	改 正 前
<p>1 規制地域</p> <p>岩美郡岩美町、八頭郡智頭町及び八頭町、東伯郡三朝町、湯梨浜町、琴浦町及び北栄町並びに西伯郡日吉津村、大山町、南部町及び伯耆町の区域のうち別図に示す地域</p> <p>2 略</p> <p>(「別図」は、省略し、その図面を鳥取県生活環境部水・大気環境課及び関係町村役場に備え置いて一般の縦覧に供する。)</p>	<p>1 規制地域</p> <p><u>米子市、倉吉市、境港市</u>、岩美郡岩美町、八頭郡智頭町及び八頭町、東伯郡三朝町、湯梨浜町、琴浦町及び北栄町並びに西伯郡日吉津村、大山町、南部町及び伯耆町の区域のうち別図に示す地域</p> <p>2 略</p> <p>(「別図」は、省略し、その図面を鳥取県生活環境部水・大気環境課<u>並びに</u>関係市役所及び関係町村役場に備え置いて一般の縦覧に供する。)</p>

備考 改正部分は、下線の部分である。

鳥取県告示第63号

平成15年鳥取県告示第382号（振動規制法による地域の指定及び規制基準について）の一部を次のように改正し、平成24年4月1日から施行する。

平成24年2月3日

鳥取県知事 平 井 伸 治

改 正 後	改 正 前

<p>1 振動を防止することにより住民の生活環境を保全する必要があると認める地域</p> <p>八頭郡八頭町及び西伯郡日吉津村の区域のうち別図に示す地域</p> <p>2 略</p> <p>(「別図」は、省略し、その図面を鳥取県生活環境部水・大気環境課及び関係町村役場に備え置いて一般の縦覧に供する。)</p>	<p>1 振動を防止することにより住民の生活環境を保全する必要があると認める地域</p> <p>米子市、倉吉市、境港市、八頭郡八頭町及び西伯郡日吉津村の区域のうち別図に示す地域</p> <p>2 略</p> <p>(「別図」は、省略し、その図面を鳥取県生活環境部水・大気環境課並びに関係市役所及び関係町村役場に備え置いて一般の縦覧に供する。)</p>
---	---

備考 改正部分は、下線の部分である。

鳥取県告示第64号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第87条の3第1項の規定に基づき、県営土地改良事業（地域自主戦略交付金事業広留野地区農道整備）に係る土地改良事業計画を変更したので、同条第6項において準用する同法第87条第5項の規定により告示し、次のとおり縦覧に供する。

平成24年2月3日

鳥取県知事 平 井 伸 治

- 1 縦覧に供する書類
土地改良事業変更計画書の写し
- 2 縦覧に供する期間
平成24年2月3日から同月23日まで
- 3 縦覧に供する場所
八頭町役場及び若桜町役場
- 4 異議の申立て
利害関係人は、この告示に係る土地改良事業変更計画について、異議があるときは、縦覧期間満了の日の翌日から起算して15日以内に知事に申し立てること。

鳥取県告示第65号

廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号）第15条の17第1項の規定に基づき、指定区域を指定したので、同条第2項の規定により告示する。

平成24年2月3日

鳥取県中部総合事務所長 宮 本 京 子

指定区域	埋立地の区分
倉吉市志津2011外（次の図のとおり）	政令第13条の2第3号イ 省令第12条の31第1号

倉吉市岩倉627-1外（次の図のとおり）	政令第13条の2第3号イ 省令第12条の31第2号
東伯郡北栄町曲17-1（次の図のとおり）	〃
東伯郡北栄町大谷2112-43外（次の図のとおり）	政令第13条の2第1号
東伯郡北栄町大谷2112-115外（次の図のとおり）	〃
東伯郡琴浦町大字田越104（次の図のとおり）	〃
倉吉市上神1207外（次の図のとおり）	政令第13条の2第3号イ 省令第13条の31第1号
倉吉市岡20-97（次の図のとおり）	〃
倉吉市馬場町867-9外（次の図のとおり）	政令第13条の2第3号イ 省令第12条の31第2号
倉吉市尾田228-5外（次の図のとおり）	政令第13条の2第1号
倉吉市服部974-7外（次の図のとおり）	〃

備考 この表において「政令」とは、廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令（昭和46年政令第300号）をい
い、「省令」とは、廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則（昭和46年厚生省令第35号）をいう。
（「次の図」は、省略し、その図面を鳥取県中部総合事務所生活環境局に備え置いて縦覧に供する。）

調 達 公 告

一般競争入札を行うので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「政令」という。）第167条の6第1
項の規定に基づき、次のとおり公告する。

平成24年2月3日

鳥取県営病院事業管理者 柴 田 正 顕

1 調達内容

(1) 調達案件の名称及び数量

鳥取県立中央病院清掃等業務 一式

(2) 調達案件の仕様

入札説明書による。

(3) 履行期間

平成24年4月1日から平成27年3月31日まで

(4) 履行場所

鳥取市江津730 鳥取県立中央病院

(5) 入札書の記載方法

契約に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の5パーセントに相当する額を加算した金額（1
円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てるものとする。）をもって契約金額とするので、入札者は、
消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった金額（以下「入
札見積金額」という。）の105分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

2 入札参加資格

本件入札に参加を希望する者は、次に掲げる要件を全て満たす者とする。

(1) 政令第167条の4の規定に該当しない者であること。

(2) 平成21年鳥取県告示第717号（物品等の売買、修理等及び役務の提供に係る調達契約の競争入札参加者の 資格審査の申請手続等について）に基づく競争入札参加資格（以下「競争入札参加資格」という。）を有す

るとともに、その資格区分が建物等の保守管理の建築物内部清掃に登録されている者であること。

なお、この一般競争入札に参加を希望する者であって、当該資格区分に登録されていないものは、競争入札参加資格者名簿への登録に関する申請書類を平成24年2月17日（金）正午までに4の(2)の場所に提出すること。

- (3) 平成24年2月3日（金）から同年3月14日（水）までの間のいずれの日においても、鳥取県指名競争入札参加資格者指名停止措置要綱（平成7年7月17日付第157号）第3条第1項の規定による指名停止措置を受けていない者であること。
- (4) 建築物における衛生的環境の確保に関する法律（昭和45年法律第20号）第12条の2第1項の規定により、同項第1号及び第5号又は第8号に掲げる事業の登録を受けている者であること。
- (5) 医療法施行規則（昭和23年厚生省令第50号）第9条の15に規定する基準に適合している者として財団法人医療関連サービス振興会の認定を受けていること。
- (6) 平成14年度以降に鳥取県立中央病院に係る清掃業務又は1件の契約に係る清掃対象の建物の延べ床面積が10,000平方メートル以上の清掃業務を12月以上継続して履行した実績を有する者であること。

3 契約担当部局

鳥取県立中央病院事務局総務課

4 入札手続等

(1) 入札に関する問合せ先

〒680-0901 鳥取市江津730

鳥取県立中央病院事務局総務課管理担当

電話 0857-26-2271（内線2206）

(2) 競争入札参加資格者名簿への登録に関する申請書類の提出先及び問合せ先

〒680-8570 鳥取市東町一丁目220

鳥取県会計管理者庶務集中局集中業務課物品・契約室物品調達担当

電話 0857-26-7433

(3) 入札説明書の交付方法

入札説明書は平成24年2月3日（金）から同月20日（月）までの間にインターネット上の鳥取県立中央病院のホームページ(<http://www.pref.tottori.lg.jp/ddaspx?menuid=78429>)から入手すること。ただし、これにより難しい者には、次により直接交付する。

ア 交付期間及び交付時間

平成24年2月3日（金）から同月20日（月）までの日（日曜日及び土曜日を除く。）の午前9時から午後5時まで

イ 交付場所

(1)に同じ。

(4) 郵便等による入札

可とする。ただし、書留郵便（親展扱いとすること。）又は民間事業者による信書の送達に関する法律（平成14年法律第99号）第2条第6項に規定する一般信書便事業者若しくは同条第9項に規定する特定信書便事業者の提供する同条第2項に規定する信書便の役務のうち書留郵便に準ずるもの（親展扱いとすること。）により、(1)の場所に送付すること。

(5) 入札及び開札の日時及び場所

平成24年3月14日（水）午前11時（ただし、郵便等による入札書の受領期限は、同日午前10時までとする。）

鳥取県立中央病院 大会議室

5 入札者に要求される事項

(1) 入札書は、件名及び入札者名を記入し、「入札書」と明記した封筒に入れ、密封して提出しなければならない。

(2) 本件入札に参加を希望する者は、2の入札参加資格に適合することを証明する書類及び入札説明書で示

す入札参加資格確認申請書その他必要な書類を、4の(1)の場所に平成24年2月27日(月)午後5時までに提出し、入札参加資格の確認を受けなければならない。

(3) 入札者は、(2)の書類に関して説明を求められた場合は、それに応じなければならない。

6 入札保証金及び契約保証金

(1) 入札保証金

本件入札に参加する者は、入札保証金として入札見積金額の100分の5以上の金額を入札書に添えて提出しなければならない。この場合において、鳥取県病院局財務規程(平成7年鳥取県病院局管理規程第12号。以下「財務規程」という。)第69条に定める担保の提供をもって入札保証金の提出に代えることができる。

なお、次のいずれかに該当する場合においては、鳥取県物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規則(平成7年鳥取県規則第106号。以下「調達手続特例規則」という。)第13条の規定の例により、入札保証金の全部又は一部を免除する場合がある。

ア 保険会社との間で鳥取県を被保険者とする入札保証保険契約を締結したとき。

イ 競争入札参加資格を有し、競争入札参加資格者名簿に登録された者で、落札後契約を締結しないおそれがないと認められるとき。

(2) 契約保証金

落札者は、契約保証金として契約金額に1の(1)の予定数量を乗じて得た額に当該額の5パーセントに相当する額を加算した金額の100分の10以上の金額を納付しなければならない。この場合において、財務規程第69条に定める担保の提供をもって契約保証金の納付に代えることができる。

なお、調達手続特例規則第17条の規定の例により、契約保証金の全部又は一部を免除する場合がある。

7 その他

(1) 契約手続において使用する言語、通貨及び時刻

日本語、日本国通貨及び日本標準時

(2) 入札の無効

2の入札参加資格のない者のした入札、入札者に求められる義務を履行しなかった者のした入札及び財務規程、この公告又は入札説明書に違反した入札は、無効とする。

(3) 契約書作成の要否

要

(4) 落札者の決定方法

この公告に示した案件を履行できると鳥取県立中央病院長が判断した入札者であって、鳥取県会計規則(昭和39年鳥取県規則第11号)第127条の規定の例により作成された予定価格の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行ったものを、落札者とする。ただし、その者の入札価格によっては当該契約の内容に適した履行がなされないおそれがあると認められるとき、又はその者と契約を締結することが公正な取引の秩序を乱すこととなるおそれがあると認められるときは、当該予定価格の範囲内の価格をもって入札した他の者のうち最低の価格をもって入札をした者を落札者とする場合があるため、入札者は入札後の事情聴取及び調査に協力すること。

(5) 手続における交渉の有無

無

(6) その他

詳細は、入札説明書による。

8 Summary

(1) Nature and quantity of the services to be required : Cleaning of building of Tottori Prefectural Chuou Hospital, 1 Set

(2) Delivery period : From 1 April, 2012 through 31 March, 2015

(3) Delivery : 730 Edu, Tottori-shi, Tottori 680-0901 Japan

(4) Deadline for the submission of documents for the qualification confirmation : 5 :00 PM 27, February,

2012

(5) Date and time for the submission of tenders :11:00 AM 14 March, 2012

Deadline for the submission of tenders by registered mail : 10:00 AM 14 March, 2012

(6) Please contact : General Affairs Division, Administration Department, Tottori Prefectural Chuou Hospital 730 Edu, Tottori-shi, Tottori 680-0901 Japan TEL:0857-26-2271 ex.2206

一般競争入札を行うので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「政令」という。）第167条の6第1項の規定に基づき、次のとおり公告する。

平成24年2月3日

鳥取県営病院事業管理者 柴 田 正 顕

1 調達内容

(1) 調達案件の名称及び予定数量

鳥取県立中央病院で使用する電気の供給 予定使用電力量（供給期間総計）14,327,496キロワット時（1年当たり4,775,832キロワット時）

※ 予定使用電力量は、平成22年度下期及び平成23年度上期の使用実績の合計に3を乗じて算出したものであり、天候等により変動することがある。

(2) 調達案件の仕様

入札説明書による。

(3) 供給期間

平成24年4月1日から平成27年3月31日まで

なお、平成24年度以降において、本件業務に係る予算が減額され、又は成立しなかった場合には、当該契約の全部又は一部を解除できるものとする。

(4) 供給場所

鳥取市江津730 鳥取県立中央病院

(5) 入札書の記載方法等

入札に当っては、入札説明書に示す予定契約電力、予定使用電力量及び予定力率に応じた各月電気料金の合計金額（12か月×3年分）に当該金額の5パーセントに相当する額を加算した金額（1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てるものとする。）をもって落札者を決定するので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった金額（以下「入札見積金額」という。）の105分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

なお、この調達は単価契約によるものであり、落札金額が契約金額とはならないので注意すること。

2 入札参加資格

本件入札に参加する資格を有する者は、次に掲げる要件を全て満たす者とする。

(1) 政令第167条の4の規定に該当しない者であること。

(2) 平成21年鳥取県告示第717号（物品等の売買、修理等及び役務の提供に係る調達契約の競争入札参加者の資格審査の申請手続等について）に基づく競争入札参加資格（以下「入札参加資格」という。）を有するとともに、その資格区分がその他の委託等のその他に登録されている者（営業内容に電力供給に類する内容が登録されている者に限る。）であること。

なお、本件入札に参加を希望する者であって、当該資格区分に登録されていないものは、入札参加資格者名簿への登録に関する申請書類を平成24年2月17日（金）正午までに4の(3)の場所に提出すること。この際、本件入札に参加するための登録申請であることを、当該申請書類の提出と同時に4の(3)の場所に必ず連絡すること。

- (3) 平成24年2月3日から同年3月14日までの間のいずれの日においても、鳥取県指名競争入札参加資格者指名停止措置要綱（平成7年7月17日付第157号）第3条第1項の規定による指名停止措置を受けていない者であること。
- (4) 電気事業法（昭和39年法律第170号）第3条第1項の規定により一般電気事業者として許可を受けている者又は同法第16条の2第1項の規定により届出を行っている特定規模電気事業者であること。
- (5) 電気事業者の発電に際しての平成22年度の全電源平均の二酸化炭素の排出の程度を示す係数が0.491kg-CO₂/kWh以下であること。

なお、この係数は、温室効果ガス算定排出量等の報告等に関する命令（平成18年内閣府・総務省・法務省・外務省・財務省・文部科学省・厚生労働省・農林水産省・経済産業省・国土交通省・環境省令第2号）第20条の2の規定に基づく調整後算出される係数によるものとする。

3 契約担当部局

鳥取県立中央病院総務課

4 入札手続等

(1) 入札に関する問合せ先

〒680-0901 鳥取市江津730

鳥取県立中央病院総務課施設管理担当

電話 0857-26-2271

(2) 仕様等に関する問合せ先

(1)に同じ。

(3) 競争入札参加資格者名簿への登録に関する申請書類の提出先及び問合せ先

〒680-8570 鳥取市東町一丁目220

鳥取県会計管理者庶務集中局集中業務課物品・契約室物品調達担当

電話 0857-26-7433

(4) 入札説明書の交付方法

平成24年2月3日（金）から同月27日（月）までの間にインターネットのホームページ（鳥取県立中央病院の入札・発注情報ホームページ（<http://www.pref.tottori.lg.jp/dd.aspx?menuid=78860>）から入手すること。ただし、これにより難い者には、次により直接交付する。

ア 交付期間及び交付時間

平成24年2月3日（金）から同月27日（月）までの日（日曜日及び土曜日を除く。）の午前9時から午後5時まで

イ 交付場所

(1)に同じ。

(5) 郵便等による入札

可とする。ただし、書留郵便（親展扱いとすること。）又は民間事業者による信書の送達に関する法律（平成14年法律第99号）第2条第6項に規定する一般信書便事業者若しくは同条第9項に規定する特定信書便事業者の提供する同条第2項に規定する信書便の役務のうち書留郵便に準ずるもの（親展扱いとすること。）により、(1)の場所に送付すること。

(6) 入札及び開札の日時及び場所

ア 入札及び開札の日時

平成24年3月14日（水）午前10時（郵便等による入札書の受領期間は、同日午前9時までとする。）

イ 入札執行の場所

鳥取市江津730 鳥取県立中央病院 大会議室（本館1階）

5 入札者に要求される事項

- (1) 入札書は、件名及び入札者名を記入し、「入札書」と明記した封筒に入れ、密封して提出しなければならない。

- (2) 本件入札に参加を希望する者は、2 の入札参加資格に適合することを証明する書類(以下「事前提出資料」という。)を、4 の(1)の場所に平成24年2月27日(月)午後5時までに提出し、入札参加資格の確認を受けなければならない。

なお、期限までに事前提出資料を提出しない者は、本件入札に参加することができない。

- (3) 入札者は、事前提出資料に関して説明を求められた場合は、それに応じなければならない。

6 入札保証金及び契約保証金

(1) 入札保証金

本件入札に参加する者は、入札保証金として入札見積金額のうち12か月分の100分の5以上の金額を入札書に添えて提出しなければならない。この場合において、鳥取県病院局財務規程(平成7年鳥取県病院局管理規程第12号。以下「財務規程」という。)第69条に定める担保の提供をもって入札保証金の提出に代えることができる。

なお、次のいずれかに該当する場合においては、鳥取県物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規則(平成7年鳥取県規則第106号。以下「調達手続特例規則」という。)第13条の規定の例により入札保証金の全部又は一部を免除する場合がある。

ア 保険会社との間で鳥取県を被保険者とする入札保証保険契約を締結したとき。

イ 入札参加資格を有し、競争入札参加資格者名簿に登録された者で、落札後契約を締結しないおそれがないものと認められるとき。

(2) 契約保証金

落札者は、契約保証金として入札見積金額のうち12か月分の100分の10以上の金額を納付しなければならない。この場合において、財務規程第69条に定める担保の提供をもって契約保証金の納付に代えることができる。

なお、調達手続特例規則第17条の規定の例により、契約保証金の全部又は一部を免除する場合がある。

7 その他

(1) 契約手続において使用する言語、通貨及び時刻

日本語、日本国通貨及び日本標準時

(2) 入札の無効

2 の入札参加資格のない者のした入札、入札者に求められる義務を履行しなかった者のした入札及び財務規程、会計規則、この公告又は入札説明書に違反した入札は、無効とする。

(3) 契約書作成の要否等

要

(4) 落札者の決定方法

この公告に示した役務を供給できると判断した入札者であって、会計規則第127条の規定の例により作成された予定価格の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。ただし、その者の入札価格によっては当該契約の内容に適した履行がなされないおそれがあると認められるとき、又はその者と契約を締結することが公正な取引の秩序を乱すこととなるおそれがあると認められるときは、その者を落札者とせず、当該予定価格の範囲内の価格をもって入札した他の者のうち最低の価格をもって入札した者を落札者とすることがあるため、入札者は入札後の事情聴取及び調査に協力すること。

(5) 手続における交渉の有無

無

(6) その他

詳細は、入札説明書による。

8 Summary

(1) Nature and quantity of the products to be purchased : Electricity for the Tottori Prefectural Chuou Hospital building 14,327,496 kWh

(2) Delivery period : From 1 April, 2012 through 31 March, 2015

- (3) Delivery place :730 Edu, Tottori-shi, Tottori 680-0901 Japan
- (4) Deadline for the submission of documents for the qualification confirmation : 5 :00 PM 27 February, 2012
- (5) Date and Time for the submission of tenders : 10:00 AM 14 March, 2012
Date and Time for the submission of tenders by registered mail : 9:00 AM 14 March, 2012
- (6) Please contact :Property Management Division, Administration Department, Tottori Prefectural Chuou Hospital 730 Edu, Tottori-shi, Tottori 680-0901 Japan TEL:0857-26-2271

一般競争入札を行うので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「政令」という。）第167条の6第1項の規定に基づき、次のとおり公告する。

平成24年2月3日

鳥取県営病院事業管理者 柴 田 正 顕

1 調達内容

- (1) 調達案件の名称及び数量
検査室機器に係る試薬及び消耗品 一式
- (2) 調達案件の仕様等
入札説明書による。
- (3) 履行期間
平成24年4月1日から平成25年3月31日まで
- (4) 納入場所
鳥取市江津730 鳥取県立中央病院
- (5) 入札書の記載方法
入札金額は、入札説明書で示す仕様書（以下「仕様書」という。）別紙4に掲げる検査項目及びその想定件数に基づき、履行期間中に必要となる仕様書別紙1に掲げる試薬及び仕様書別紙2に掲げる消耗品の合計額とする。
なお、契約に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の5パーセントに相当する額を加算した金額（1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てるものとする。）をもって契約金額とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった金額（以下「入札見積金額」という。）の105分の100に相当する金額を入札書に記載すること。
また、履行期間満了後、履行期間中の実際の検査実施件数と想定件数とに差異が生じた場合は、仕様書に示すとおり契約金額を修正するものとする。

2 入札参加資格

本件入札に参加することができる者は、単独企業又は共同企業体とし、次に掲げる要件の全てを満たす者とする。

- (1) 単独企業に関する資格及び条件
- ア 政令第167条の4の規定に該当しない者であること。
- イ 平成21年鳥取県告示第717号（物品等の売買、修理等及び役務の提供に係る調達契約の競争入札参加者の資格審査の申請手続等について）に基づく競争入札参加資格（以下「競争入札参加資格」という。）を有するとともに、その資格区分が薬品類に登録されている者であること。
なお、本件入札に参加を希望する者であって、当該資格区分に登録されていないものは、競争入札参加資格者名簿への登録に関する申請書類を平成24年2月24日（金）午後5時までに4の(2)の場所に提出すること。

ウ 平成24年2月3日（金）から同年3月16日（金）までの間のいずれの日においても、鳥取県指名競争入札参加資格者指名停止措置要綱（平成7年7月17日付第157号）第3条第1項の規定による指名停止措置を受けていない者であること。

エ 平成19年4月1日以降に病床数200以上の病院から受注した本調達内容と同程度以上と認められる内容の業務を12月以上継続して履行した実績を有する者であること。

オ 本件入札に係る共同企業体の構成員でないこと。

(2) 共同企業体に関する資格及び条件

ア 各構成員が(1)のアからウまでの全ての要件に該当すること。

イ 構成員のうち、いずれかの者が(1)のエの要件に該当すること。

ウ 共同企業体が、2以上の者により自主的に結成されたものであること。

エ 構成員の出資比率が異なる場合は、出資比率の大きい者が代表者であること。ただし、出資比率が同じ場合には、いずれかの者が代表者となること。

オ 各構成員が、本件入札において他の共同企業体の構成員でないこと。

カ 次の事項を定めた共同企業体結成に係る協定を締結していること。

(ア) 目的

(イ) 共同企業体の名称

(ウ) 構成員の名称及び所在地

(エ) 代表者の名称

(オ) 代表者の権限

(カ) 構成員の出資割合

(キ) 構成員の責任

(ク) 業務履行中における構成員の脱退に対する措置

(ケ) 業務履行中における構成員の破産又は解散に対する措置

(コ) 解散後の瑕疵担保責任

(サ) その他必要な事項

3 契約担当部局

鳥取県立中央病院事務局経営課

4 入札手続等

(1) 入札に関する問合せ先

〒680-0901 鳥取市江津730

鳥取県立中央病院事務局経営課物流管理担当

電話 0857-26-2271（内線2211）

(2) 競争入札参加資格者名簿への登録に関する申請書類の提出先及び問合せ先

〒680-8570 鳥取市東町一丁目220

鳥取県会計管理者庶務集中局集中業務課物品・契約室物品調達担当

電話 0857-26-7433

(3) 入札説明書の交付方法

入札説明書は、平成24年2月3日（金）から同月24日（金）までの間にインターネット上の鳥取県立中央病院のホームページ（<http://www.pref.tottori.lg.jp/dd.aspx?menuid=78429>）から入手するものとする。

ただし、これにより難しい者には、次により直接交付するものとする。

ア 交付期間及び時間

平成24年2月3日（金）から同月24日（金）までの日（日曜日及び土曜日を除く。）の午前9時から午後5時まで

イ 交付場所

(1)に同じ。

(4) 郵便等による入札

可とする。ただし、書留郵便（親展扱いとすること。）又は民間事業者による信書の送達に関する法律（平成14年法律第99号）第2条第6項に規定する一般信書便事業者若しくは同条第9項に規定する特定信書便事業者の提供する同条第2項に規定する信書便の役務のうち書留郵便に準ずるもの（親展扱いとすること。）により、(1)の場所に送付すること。

(5) 入札及び開札の日時及び場所

平成24年3月16日（金）午後2時（ただし、郵便等による入札書の受領期限は、同日正午までとする。）
鳥取県立中央病院大会議室（本館1階）

5 入札者に要求される事項

- (1) 入札書は、件名及び入札者名を記入し、「入札書」と明記した封筒に入れ、密封して提出しなければならない。
- (2) 本件入札に参加しようとする者は、入札説明書で示す入札参加資格確認申請書その他必要な書類を、4の(1)の場所に平成24年3月2日（金）午後5時まで提出し、入札参加資格の確認を受けなければならない。
- (3) 入札者は、(2)の書類に関して説明を求められた場合は、それに応じなければならない。

6 入札保証金及び契約保証金

(1) 入札保証金

本件入札に参加する者は、入札保証金として入札見積金額の100分の5以上の金額を入札書に添えて提出しなければならない。この場合において、鳥取県病院局財務規程（平成7年鳥取県病院局管理規程第12号。以下「財務規程」という。）第69条に定める担保の提供をもって入札保証金の提出に代えることができる。

なお、次のいずれかに該当する場合においては、鳥取県物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規則（平成7年鳥取県規則第106号。以下「調達手続特例規則」という。）第13条の規定の例により、入札保証金の全部又は一部を免除する場合がある。

ア 保険会社との間で鳥取県を被保険者とする入札保証保険契約を締結したとき。

イ 競争入札参加資格を有し、競争入札参加資格者名簿に登録された者で、落札後契約を締結しないおそれがないと認められるとき。

(2) 契約保証金

落札者は、契約保証金として契約金額の100分の10以上の金額を納付しなければならない。この場合において、財務規程第69条に定める担保の提供をもって契約保証金の納付に代えることができる。

なお、調達手続特例規則第17条の規定の例により、契約保証金の全部又は一部を免除する場合がある。

7 その他

(1) 契約手続において使用する言語、通貨及び時刻

日本語、日本国通貨及び日本標準時

(2) 入札の無効

2の入札参加資格のない者のした入札、入札者に求められる義務を履行しなかった者のした入札及び財務規程、この公告又は入札説明書に違反した入札は、無効とする。

(3) 契約書作成の要否

要

(4) 落札者の決定方法

この公告に示した案件を履行できると鳥取県立中央病院長が判断した入札者であって、鳥取県会計規則（昭和39年鳥取県規則第11号）第127条の規定の例により作成された予定価格の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行ったものを、落札者とする。

(5) 手続における交渉の有無

無

(6) その他

詳細は、入札説明書による。

8 Summary

- (1) Nature and quantity of the products to be purchased : Reagent and Articles of consumption for Clinical Laboratory Test, 1 set
- (2) Deadline for the submission of documents for the qualification confirmation : 5 : 00 PM, 2 March, 2012
- (3) Date and time for the submission of tenders : 2 : 00 PM, 16 March, 2012
Deadline for the submission of tenders by registered mail : 12 : 00 noon, 16 March, 2012
- (4) Please contact : Property Management Division, Administration Department, Tottori Prefectural Chuou Hospital, 730 Edu, Tottori-shi, Tottori 680-0901 Japan, TEL 0857-26-2271 ex. 2212